

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの期間及び57年9月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年6月まで
② 昭和57年9月から59年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時は納付することができなかったが、その後、社会保険事務所から送付された納付書により、さかのぼって妻が銀行で納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を納付しているとともに、A市からB町に転入した昭和59年7月ごろに国民年金の加入手続を行った際、同町の国民年金担当職員から保険料の未納期間がある旨の説明を受け、同月から申立人の妻が昭和59年度の現年度保険料とともに、社会保険事務所から送付されてきた納付書により申立期間に係る過年度保険料も納付するようになったとしているなど、申立人の記憶は具体的であり、その内容は当時の過年度納付の状況等に照らしても不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月5日に、資格喪失日に係る記録を46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を45年4月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から46年1月までは2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月5日から46年2月1日まで
昭和45年4月5日から46年1月31日まで、A社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の総務課長、申立人が入居していた独身寮の寮長及び複数の同僚の証言並びに雇用保険の記録により、申立人が、昭和45年4月5日から46年1月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、上記総務課長は、「A社は、主に中学卒業者を集団で入社させ、独身寮に入居させた上、全員を厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、申立人と同時期に入社した同郷の3人の同僚及び申立人と独身寮で同室であり同じ職種であった同僚4人がすべて同社で厚生年金保険に加入していることが社会保険事務所の記録から確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、同時期に厚生年金保険被保険者となった同僚の記録から判断すると、昭和45年4月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から46年1月までは2万4,000円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名の記載は無く、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續や厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主は社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から46年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 41 年 3 月まで

A 社を退社してから B 社に入社するまでの間、C 社で働いていた期間を含め、妻又は母が私の国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立人の妻又は申立人の母親が隣保班による集金で申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 2 月ごろに払い出されたことが推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻又は申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人の妻は、婚姻前の申立期間について、申立人の母親が婚姻後にさかのぼって一括で納付したと証言しているものの、その納付時期についての記憶は曖昧であるなど、ほかに申立人の妻又は申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 50 年 3 月まで
高校卒業後、家業の店で働いていたが、20 歳になったときに父又は母が国民年金の加入手続を行い、母が私の国民年金保険料を納付していたと聞いているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親又は母親が国民年金の加入手続を行い、申立人の母親が定期的に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に関与していない上、申立人の両親は既に死亡していることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 5 月以降に夫婦連番で払い出されたことが推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から37年2月1日まで

私は、昭和34年5月1日からA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は37年2月1日からとなっている。

社会保険事務所の記録は誤っているので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年5月からA社に正社員として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張している。

しかし、A社には、申立人の入社時期及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料は無い上、申立人と同時期に勤務していた5人の同僚は、申立人の入社時期や申立人が厚生年金保険の被保険者であったか否かについて承知していないと証言していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態等について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る資格取得日が昭和28年9月1日から37年2月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 2 日から 42 年 6 月 10 日まで
② 平成 4 年 4 月 9 日から 5 年 5 月 12 日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していた。申立期間①については、入社の際に紹介してもらったC氏から、当時同社に勤務していたという証明書をもっているため、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及びA社の当時の労務課長の証言により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の関係書類が無いため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険への加入状況及び勤務状況については不明としており、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号にも欠落は無い。

なお、A社の関連会社であるD社を調査したところ、社会保険庁のオンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 53 年 10 月 1 日と確認できる。

申立期間②については、申立人が提出した当時の日記の記載内容により、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、当時の総務担当者は既に退職しており、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認できる人事記録等の関連資料は廃棄のため不明としており、社会保険庁の同社に係るオンライン記録には申立人の氏名の記載は無く、同記録の整理番号にも欠落は無い。

また、B社の同僚は、「私は、入社後数箇月経ってから厚生年金保険に加

入したが、従業員の中には厚生年金保険に加入していない者もいた。」と証言しており、同社においては、すべての従業員について厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立期間②については、申立人は国民年金に加入し、保険料を納付している上、E市によると、申立人は同期間において、国民健康保険にも加入していたことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。